

## Ⅱ 償却資産の申告について

### 1 申告していただく方

令和6年度償却資産申告書等を提出していただく方は、令和6年1月1日現在、事業（製造業、販売業、建設業、サービス業等すべての事業）の用に供することができる償却資産を所有している方です。

また、次の（1）～（4）に該当する方々も申告が必要になります。

- （1） 償却資産を他に貸している方
- （2） 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- （3） 償却資産の所有者がわからない場合は、使用されている方
- （4） 償却資産を共有で所有されている方（会社や個人の単体で申告されるのではなく、会社や個人とは別に共有者全員が連名で申告していただくことになります。）

**（お願い）申告書が送られてきた方で償却資産をお持ちでない方も、お手数ですが備考欄の該当箇所を○で囲んだうえで（P11参照）、申告書を提出していただきますようお願いいたします。**

### 2 申告の対象となる資産

申告の対象となる資産は、令和6年1月1日現在において事業の用に供することができる資産で、次の（1）～（11）のいずれかに該当するものです。

なお、特別償却、割増償却、圧縮記帳については、これを行わなかったものとして申告してください。（国税とは取扱いが異なります。（P6参照））

また、消費税については、法人税および所得税において、税込経理方式を採用している場合は税込みとなり、税抜経理方式を採用している場合は税抜きとなります。

- （1） 税務会計上で減価償却の対象としている資産
- （2） 建設仮勘定で経理されている資産
- （3） 決算期以降に取得された資産で未だ固定資産勘定に計上されていない資産
- （4） 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- （5） 償却済み資産（税務会計上、償却済み資産）
- （6） 遊休資産（稼働を休止しているが、利用可能な資産）
- （7） 未稼働資産（既に完成または据付済であるが、未だ稼働していない資産）
- （8） 大型特殊自動車（陸運局への登録の有無にかかわらず償却資産に該当します。）
- （9） 賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方が、ご自身の費用で附加施工された内部造作等および譲渡等によって取得された内部造作等で、事業の用に供することができる資産
- （10） 美術品等のうち、取得価額が1点100万円未満であるもの
- （11） 耐用年数が1年以上で、かつ1個（または1組）あたりの取得価額が10万円以上（取得時期により20万円以上）の資産（詳細については、P5【表1】および【表2】を参照してください。）